



VOL. 53

////// ニュースの目次 //////////////////////////////////////

1. 新しい職務発明制度
2. 新しい商標ってどんなもの？ (1)
3. 赤松弁理士の一言コメント
4. 弁理士会四国支部 10 周年記念セミナーのご案内



////////////////////////////////////

>>

1. 新しい職務発明制度 (山内 康伸)

>>

職務発明制度を改正する平成 27 年改正特許法（平成 27 年法律第 55 号）が国会で成立し公布されました（7 月 10 日）ので、まだ十分な情報を得ていませんが、現時点で理解している範囲で概要をお知らせします。

新職務発明制度の骨子は、①会社に対しては、職務発明についての特許を受ける権利の原始帰属を認め、②従業員に対しては「相当の利益」を受ける権利を認める、というものです。

以下、項目別に解説します。

1. 権利帰属

勤務規則等で「予じめ使用者に特許を受ける権利を取得させること」を定めたら、
↓
発明完成時から使用者等(会社)に特許を受ける権利が帰属することになります。

2. 選択の自由

使用者等（会社）は、（ア）原始従業者帰属と（イ）原始使用者帰属を選択できます。
ただし、原始使用者帰属とするには、勤務規則等の「定め」を要します。

↓
もし、「定め」がないと、従業者に特許を受ける権利が帰属することになるようです。

（これは、これまでと同じ扱いです）

3. 原始使用者帰属の効果

発明の完成時から使用者等（会社）に特許を受ける権利（持分）が帰属します。つまり途中で発明者が介在しません。

この結果、共同研究の成果を出願する際に、相手方の従業者の同意（持分譲渡に関する現 33 条 3 項）を得ておく必要がないこととなります。

さらに、仮に発明者が第三者に特許を受ける権利を譲ったように見せかけても、34 条 1 項（出願が対抗要件）の適用はなく、その出願は①拒絶され、②間違って特許されても移転請求（74 条）ができることとなります。

4. 「相当の対価」

特許法 35 条 3 項における「相当の対価」の文言は「相当の金銭その他の経済上の利益」と改められ、ストックオプション等の金銭以外の給付も含まれることとなりました。

5. 経過措置

特許法 35 条 3 項：施行日以後に発生した職務発明に適用されます。

同条 4, 5, 7 項：施行日以後に、権利承継されたか、原始使用者帰属された職務発明に適用されます。

6. 発明等届出用紙のフォーム変更

上記の新職務発明制度に基づき、会社が原始使用者帰属を採用する場合は、これまで使用していた発明等届出用紙のフォームを変更する必要も出てくると思います。

（これまでの文例）

「下記発明（考察、創作）に関し、届出すると共に、貴社に内外国の特許（実用新案登録、意匠登録）を受ける権利を譲渡します。」

↓

（これからの文例）

「下記発明（考案、創作）に関し貴社に届出します。」

（注意）

このフォームに変更するには、前記 2 のように勤務規則等における原始使用者帰属に変更しておくことが前提となります。

7. 勤務規則等の修正

上記 6 と同様に職務発明の取扱いを定めた勤務規則等（「職務発明規程」という名称のものとか、職務発明の取扱いを定めた就業規則など）も、会社が原始使用者帰属を定めるなら、下記のような修正が必要です。

（これまでの文例）

「職務発明の届出を受けた場合、会社は発明者から特許を受ける権利を承継する。ただし、会社がその権利を承継する必要がないと認めたときは、この限りでない。」

↓

(これからの文例)

「職務発明については、会社はその発明の特許を受ける権利を有する。」

(考え方)

- ・届出があったものは勿論、届出がなくても、その発明の特許を受ける権利は会社のもものとなります。
- ・届出があった後で、出願するか否かを会社が判断しますが、その時点で特許を受ける権利を承継するわけではありません。あくまでも、発明完成と同時に会社に特許を受ける権利が帰属しているという建前となります。このため、上記のような確認的な規定ぶりによいと思います。

>>

2. 新しい商標ってどんなもの？ (1)

(山内 章子)

>>

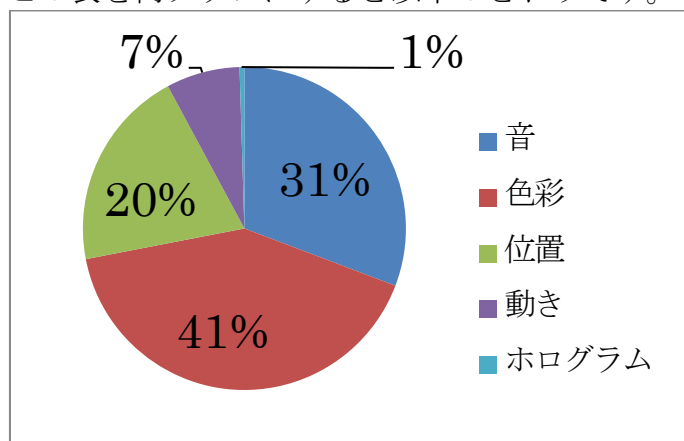
こんにちは、弁理士の山内章子です。

前々回でも少し触れましたが、従来の商標に加え、音、ホログラム、動き、色彩、位置の5種類の新しい商標が2015年4月より保護されることになりました。5月15日発表の特許庁のデータによりますと、全体で624件の出願があったようです。それぞれの内訳は以下のとおりです。

出願日	出願方法	合計	タイプ別内訳				
			音	色彩	位置	動き	ホログラム
4月1日	電子出願	462	142	183	102	32	3
	書面(紙)出願	19	9	9	1	0	0
4月1日から4月30日までの出願受付の累計(暫定)		624	192	257	126	46	3

(特許庁ウェブサイトより引用)

この表を円グラフにすると以下のとおりです。



テレビのニュースで注目を浴びるのは「音の商標」ですが、新しい商標の中で一番出願件数が多いのは、「色彩の商標」で、全体の41%を占めます。次いで「音の商標」が31%、その次が「位置商標」20%です。「動きの商標」や「ホログラムの商標」はやや少ないですね。

ちなみに、新しい商標が導入されたといっても、米国や豪州では既に認められている「匂いの商標」や「触感の商標」「味の商標」は、商標法改正後も日本においては保護対象とはされておりません。

さて、これらの5種類の商標はどのような使用場面を想定しているのでしょうか。

「音の商標」や「動きの商標」は、テレビコマーシャルやインターネットのホームページで商標を使用することが想定されています。

「ホログラムの商標」はクレジットカード等で使用されている例が思いつきますね。

そして、色彩の商標と位置商標、これらは少し分かりにくいかもしれません。

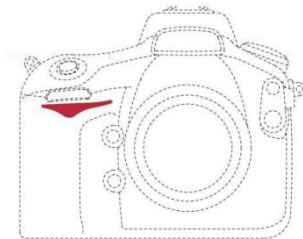
まず、「色彩の商標」については、コーポレートカラー等が代表格です。輪郭を指定しないので、形状にとらわれることはありません。

例えば、次のような出願があります。



商願 2015-29878 35類 イオン株式会社

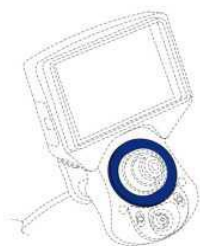
もちろん、製品に付した色について、「色彩の商標」として出願することもできます。



商願 2015-29911 9類 株式会社ニコン

一方「位置商標」については、製品の一部分が商標として認識出来る場合を想定しています。

製品の特定の位置にある一部の形状（又は形状と色の組み合わせ）が、商標としての機能を発揮させていると判断される場合には、商標として認められることとなります。

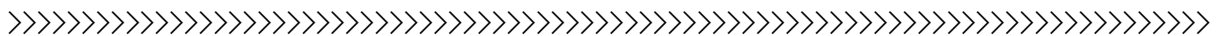


商願 2015-29808 9類 オリジナル株式会社

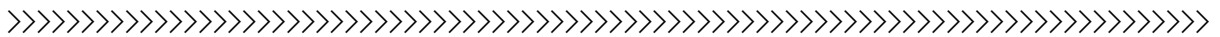
ます（審査基準3.2.2.2(2)）。

③実施例では、少なくとも上限値と下限値との間の中間値近傍における「第三の実施例」を用意することが非常に重要です。この中間値近傍の「第三の実施例」がない場合、上限値と下限値から発明が奏する効果が正確に予測できないためです。

すなわち、上限値と下限値をサポートする実施例だけでは、予測される効果が、上限値のデータと下限値のデータとを結ぶ直線状にある効果なのか、上限値のデータと下限値のデータとの間で上に凸となるような相乗効果なのか、それとも下に凸となるような効果なのかが不明であるためです。



4. 弁理士会四国支部 10 周年記念セミナーのご案内



平成 17 年に発足しました日本弁理士会四国支部は、本年で設立 10 周年を迎えました。

これを記念しまして、添付ファイルの要領で記念セミナーを開催いたします。

どうか皆様におかれまして、ご参加くださいますようお願いいたします。

なお、参加費は無料、参加申込みは添付のチラシで F A X 下さるようお願いいたします。

F A X 送付先：087-822-9311（日本弁理士会四国支部あて）

どうぞよろしくお願い致します。

参加費無料

日本弁理士会四国支部 設立10周年記念セミナーのご案内

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成17年に発足致しました日本弁理士会四国支部も、本年で設立10周年を迎えさせていただくこととなりました。これも偏に皆様のご協力の賜物と感謝申し上げます。

そこで、設立10周年を記念して、記念セミナーを下記のとおり開催したいと存じます。

皆様におかれましては、四国経済の一層の発展を期して、万障お繰り合わせの上、是非ご参加いただきますようお願い申し上げます。

日本弁理士会 四国支部長 中越 貴宣

日時

平成27年12月11日(金) 15:00~

場所

サンポートホール高松6階 第61会議室

高松市サンポート2-1 TEL:(087)825-5000

時間	内容
15:00~	開会あいさつ (支部長 中越 貴宣)
15:05~15:35	講演1「中国を中心とした海外の知財動向について」知財コラボ四国 (JETRO 知的財産課 知的財産アドバイザー 服部 正明)
15:35~15:50	講演2「四国における知的財産紛争対応」日本知的財産仲裁センター (四国支所長 弁護士・弁理士 滝口 耕司)
15:55~16:10	講演3「中小企業診断士と知財戦略」香川県中小企業診断士協会 (会長 山下 益明)
16:15~16:30	講演4「日本公庫の知的財産活用企業への支援について」 (日本政策金融公庫四国創業支援センター 所長 大町 進)
16:30	閉会

〈キリトリ線〉

日本弁理士会四国支部 設立10周年記念セミナー

日本弁理士会四国支部 行 FAX:087-822-9311

出欠回答用紙

代表者ご氏名

出席者人数

名(代表者含む)

ご回答期限：平成27年11月6日(金)

お問い合わせ先

日本弁理士会四国支部(都筑) TEL:087-822-9310

